

職員の処分について

標記の件につきまして、令和7年5月23日付で以下のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

処分の内容

- | | |
|-------------|---|
| (1) 被処分者 | 医務局小児科 診療部長 44歳 男性 |
| (2) 処分理由 | 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号 |
| (3) 処分量定 | 懲戒免職 |
| (4) 非違行為の概要 | <ul style="list-style-type: none">・令和5年7月29日に10代の女性患者に対する準強制わいせつ容疑により逮捕された。また、令和5年9月6日に強制わいせつ罪により起訴され、その後も複数の患者に対して強制わいせつ罪及び児童ポルノ禁止法違反の罪で複数回の逮捕・起訴された。・令和7年5月9日付けの判決において、以下の有罪判決が言い渡された。
判決：懲役7年6月（求刑14年）
罪名：「強制わいせつ罪」「準強制わいせつ罪」「児童売春、児童ポルノ禁止法違反の罪」・当該職員の行為は、当院の患者、地域住民及び当院職員等へ与える影響は非常に大きく深刻であり、当院の信用・信頼を著しく失墜させた。 |
| (5) 関連措置 | <ul style="list-style-type: none">・管理監督責任として、小児科統括診療部長を「訓告」とした。 |

問い合わせ先

中東遠総合医療センター

管理課 職員係

電話 0537-21-5555（代表）